

## 湯沢市入札参加資格における解体工事について

専門工事に発注する場合

工事内容の具体例	土木工作物を解体する工事		建築物の全部を解体する工事		建築物の一部を解体する工事	参考
	解体に伴って仮設が必要となるなど、技術的難易度の高い橋梁の解体工事	仮設工事など、他の専門工種を伴わない橋梁の解体工事	戸建て住宅など、総合的な企画、指導、調整が不要な建築物の解体工事※	杭抜き工事など、解体工事※以外の専門工事を伴う、総合的な企画、指導、調整が必要な建築物の解体工事		
必要な建設業許可業種	土木工事業	土木工事業	解体工事業	建築工事業	建築工事業	塗装工事業
必要な入札参加資格	一般土木工事	解体工事		建築一式工事	一般塗装工事	

※建築物の解体工事には、解体に伴う足場の組立てや仮囲い等の仮設工事を含まれます。

○総合的な企画、指導、調整が不要な場合でも工事の技術的難易度により土木工事業（一般土木工事）又は建築工事業（建築一式工事）で発注する場合があります。

○特殊な工事又は技術的難易度が高い工事で工事の技術的特性を反映させる必要がある場合は、必要に応じて、当該工事と同種の工事の施工実績を入札参加資格として求める場合があります。

○市発注工事の入札に参加するためには、入札参加資格のほか、建設工事に対応する建設業許可を受け、かつ、経営事項審査を受審している必要があります。（建設業法第27条の23）

例) 「建築物」の解体で、総合的な企画、指導、調整が必要な場合

→湯沢市建設工事等入札参加有資格者名簿【解体工事】に登録があり、建築工事業の建設業許可を受けている

例) 「土木工作物」の解体で、他の専門工種を伴わない場合

→湯沢市建設工事等入札参加有資格者名簿【解体工事】に登録があり、土木工事業の建設業許可を受けている

参考) 「専門工事に発注する場合」について（例：建築物の外壁塗材の剥ぎ取り（塗膜のみ除去）の場合）

→湯沢市建設工事等入札参加有資格者名簿【一般塗装工事】に登録があり、塗装工事業の建設業許可を受けている